

洞爺湖周辺地域観光ルネサンス事業

G 8 開催記念景観整備委託業務

公募プロポーザル応募要項

平成20年1月

洞爺湖周辺地域観光ルネサンス事業組織委員会

《目次》

はじめに

- 1 プロポーザルの概要
 - 2 応募の条件
 - 3 応募の方法等
 - 4 最優秀者特定の流れ
 - 5 質疑応答
 - 6 提出書類等
 - 7 ヒアリング
 - 8 審査
 - 9 最優秀者の取り扱い
 - 10 失格事項
 - 11 著作権並びに提出書類の取り扱い
 - 12 整備条件
 - 13 その他
- (別表) 提案課題の評価項目及び配点

はじめに

洞爺湖周辺観光ルネサンス事業組織委員会は、平成19年に社団法人洞爺湖温泉観光協会とNPO法人そうべつ観光協会及び洞爺湖町、壮瞥町が一つとなり洞爺湖周辺の外国人観光客の受入体制の整備を目的として設立した組織です。

洞爺湖周辺地域観光ルネサンス事業の外国人受入体制整備として、情報発信に関する事業、アクセス整備に関する事業等、様々な形の事業を行っている中で、2008北海道洞爺湖サミットの開催地である洞爺湖として、各国から訪れるサミット関係者や観光客に対して、「おもてなしの心」で歓迎していこうという地域の発想から、「洞爺湖周辺を花で彩り、来洞する方々への歓迎の意を表そう」と整備するものです。

また、従来型の公共施設及び公共サービスの枠にとらわれず、民間企業が有する最新の技術及びノウハウを求め、より効率的かつ質の高いサービスを提供するため、公募プロポーザルを行うものです。

1. プロポーザルの概要

(1) プロポーザルの名称

洞爺湖周辺地域観光ルネサンス事業（G8開催記念景観整備）委託業務

(2) 業務概要

2008北海道洞爺湖サミット開催を機に、洞爺湖周辺（指定個所等別添のとおり）を花で彩り、これから訪れるサミット関係者や世界からの観光客に対し「おもてなしの心」で歓迎できる観光地づくりのための景観整備業務を委託する。

ア 業務名 (仮称)洞爺湖温泉花の景観づくりプランおよび実施施工・管理業務

イ 業務内容 別紙委託仕様書のとおり

ウ 事業金額(見込) 20,000千円以内とする。

エ 履行期限 業務期間は平成19年度～平成22年度までの4ヶ年とする。

(3) 事務局

社団法人洞爺湖温泉観光協会（以下「事務局」という。）

洞爺湖温泉観光協会 0142-75-2446 Fax0142-75-3715（担当：中村）

〒049-5721 虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉 144 番地

ホームページ <http://www.laketoya.com>

e-mailアドレス info@laketoya.com

(4) プロポーザルに係る日程等

項目	内容
手続き開始の公示	平成20年1月21日(月)
プロポーザル応募要項配布	平成20年1月21日(月) 午後3時から
応募意思表明書提出期限	平成20年1月29日(火) 午後4時30分まで
応募資格決定通知書交付	平成20年1月30日(水)
資料送付	平成20年1月30日(水)
質疑書受付期限	平成20年2月5日(火) 午後4時30分まで
質疑回答	平成20年2月7日(木)
審査書類提出期限	平成20年2月12日(火)
1次審査 (10社以上応募があった場合のみ)	平成20年2月13日(水)
審査書類に係るヒアリング	平成20年2月19日(火) 予定
審査結果通知書交付	平成20年2月20日(水) 予定

(5) その他

プロポーザルの作成、提出及びヒアリング等に係る一切の費用は、本プロポーザルに応募しようとする者(以下「応募者」という。)の負担とする。

2. 応募の条件

(1) プロポーザルの方法

ア 応募者

独創的な企画力、高度な技術力、総合的な調整力をもって計画を具体化できる能力を備え、これまでに、花の景観整備事業を実施したことがある単独の法人であること。

イ 応募数の制限

提出する応募書類等は、1 応募者につき 1 案とする。(同一企業の本社、支店等での重複応募は認めない。)

(2) 応募者資格

法人の本社所在地が石狩、後志、胆振支庁管内にあること。

3. 応募の方法等

(1) 応募

応募者は、応募項に基づき応募の意志を表明し、応募資格を得るものとする。

なお、応募にかかる手数料は無料とする。

(2) 応募要項の請求方法

前記1(4) に定める日時から事務局ホームページよりダウンロードするものとする。

ただし、本委員会は、ダウンロードに起因するトラブルについては一切の責任を負わないものとする。

(3) 応募申し込み

応募者は、前記1(4) に定める日時までに応募の申し込みを行うものとする。

(4) 応募意思表示の方法

次のものに必要事項を記入し、「プロポーザル応募意思表示書」と明記した封筒に入れて事務局まで持参または書留扱いの郵送(期限までに配達されたものに限る)で提出するものとする。なお、本委員会は、郵送中の事故の伴う損害に関しては一切の責任を負わないものとする。

ア プロポーザル応募意思表示書(様式第1号)

イ プロポーザル応募資格決定通知書(様式第2号)

ウ プロポーザル応募資格決定通知書返送用封筒

送付先明記の上、切手を貼付すること。

(5) プロポーザル応募資格決定通知書の交付

応募者には、プロポーザル応募資格決定通知書(様式第2号)を交付する。

4. 最優秀者特定の流れ

(1) 応募者は、洞爺湖周辺地域観光ルネサンス事業(G8 開催記念景観整備)委託業務公募プロポーザル応募要項(以下「応募要項」という。)に基づき、応募の意思を表明し、応募資格を得るものとする。

(2) 応募資格を得た者を対象に審査書類の提出を求めるとともに、ヒアリングを実施し、最も優れた提案を行った1社(以下「最優秀者」という。)を特定する。

ただし、10社以上の応募があった場合は「洞爺湖周辺地域観光ルネサンス事業環境統計部会」において1次審査を前記1(4)に定める日に実施し、10社を選考することとする。

1次審査を実施した場合は、その結果を審査結果通知書によりすみやかに応募者に通知する。

5. 質疑応答

本プロポーザルに関する質疑応答は、応募者が前記1(4)に定める日時までに次により行うものとする。

なお、質疑に対する回答内容は、本応募要項の追加または修正として、応募要項の一部と同様に扱うものとする。

(1) 質疑方法

質疑書(様式第3号)により、応募者からの電子メールでのみ受け付けるものとする。

なお、質疑者へは受信確認の電子メールを返信するものとし、返信のなかった質疑は受付したものとみなさない。ただし、本委員会は、電子メールの送受信に起因するトラブルについては一切の責任を負わないものとする。

(2) 質疑回答

質疑に係る回答は、質疑者の名称等を伏せたうえ、一括して質疑回答書としてまとめ、すべての応募者に対し前記1(4)に定める日に電子メールで送信するものとする。

6. 提出書類等

応募者は、本プロポーザルに対する参加資格、技術者、過去の実績及び計画の構想等を記載し提出するものとする。

(1) 審査書類の提出

審査書類については、プロポーザル応募資格決定通知書の交付を受けた者が前記 1

(4) に定める日までに提出すること。

ア プロポーザル審査書類

プロポーザル審査書類提出表紙 (様式第 4 号)

審査書類 (様式第 5 号の 1 ~ 様式第 5 号の 4)

業務計画予定書 (様式第 6 号)

課題提案書 (A 3 判 3 枚以内)

見積書 (A 4 判様式は任意)

イ プロポーザル審査書類受領書 (様式第 7 号)

ウ プロポーザル審査書類受領書返送用封筒 (持参の場合は不要)

送付先明記の上切手を貼付すること。

(2) 提出書類の作成要領

ア 提出書類数は、プロポーザル審査書類は 1 0 部とし、それ以外の書類は各 1 部とする。ただし、印刷物とは別に電子媒体とし、C D - R メディアでも提出すること。(これらの提出書類は P D F に変換し提出すること)

イ 文書等は読みやすいよう配慮すること。

ウ 使用する言語は日本語、単位は日本の標準時及び計量法、通貨は日本円にすること。

エ 書類を提出する際は、表紙 (様式第 4 号) を 1 枚添付し、クリップ留めとすること。

(3) 提出方法

提出書類を一括して封筒に入れ、事務局まで持参または書留扱いの郵送 (期限までに配達されたものに限る) で提出するものとする。なお、本委員会は、郵送中の事故に伴う損害に関しては一切の責任を負わないものとする。

(4) 技術者の変更

整備業務を行うこととなった場合、審査書類に記載された技術者は、特別の理由があると認められた場合を除き、原則として変更できないものとする。

(5) 再提出等

提出した審査書類の再提出、差替え及び修正は認めないものとする。

7 . ヒアリング

審査特定者を対象にヒアリングを行うものとする。ヒアリングは、前記 1 (4) に定める日に次のとおり実施するものとし、場所や時間等詳細事項は後日通知する。

(1) 実施方法

ア ヒアリングは非公開とする。

- イ 応募者の発表者は、企画提案書記載の担当者が行う事とし2名までの入室を認める。
- ウ ヒアリングの内容は、提出書類を補足する説明及び審査委員からの質疑とする。
- エ 提出された「プロポーザル審査書類」の「6提案」の部分は、説明の際にプロジェクターで表示する。また、会場に用意するホワイトボードを使用し、説明に図解を加えることを認める。
- オ 応募者の発表は15分以内とする。

8. 審査

(1) 審査委員会

本プロポーザルの審査は、外部からの学識経験者（審査委員長）と、「洞爺湖周辺地域観光ルネサンス事業環境統計部会」等の構成員で審査委員会を設置し審査を実施する。

(2) 審査項目及び配点

本プロポーザルの提案課題、評価項目及び配点は、別表のとおりとする。

(3) 審査結果の通知

審査委員会において審査した結果については、審査結果通知書により前記1(4)い定める日に応募者に通知するものとする。

なお、審査結果及び内容については公表しない。またそれについての異議申し立ては認めない。

9. 最優秀者の取り扱い

(1) 景観整備業務の委託

ア 本委員会は、洞爺湖周辺地域観光ルネサンス事業景観整備業務（以下「本業務」という）の委託を予定するものとする。また、本業務の範囲は基本設計及び実施設計に定めるすべての事業とする。

イ 本委員会の実施にあたる技術者は、原則としてプロポーザル審査書類に記載された者とし、本委員会が特別な理由があると認めた場合を除き変更することはできない。

ウ 本業務委託契約については複数を用意しているため協議のうえ決定する。

エ 本委員会は、本業務委託の契約締結後においても失格事項または不正と認められる行為が判明したときは契約を解除できるものとする。

10. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。なお、審査における特定後に判明した場合も同様とする。

- (1) 提出期間経過後に書類の提出があった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 応募要項に違反した場合
- (4) 公正を欠いた行為があったとして審査委員会が認定した場合
- (5) その他本応募要項に違反すると認められた場合

1 1 . 著作権並びに提出書類の取り扱い

(1) 著作権

最優秀者の提出書類の著作権は、最優秀者に帰属するものとするが、本委員会は、提出書類を自由に使用できるものとする。ただし、特定されなかった者の提案については、使用しないものとする。

- (2) 提出書類は返却しない。

1 2 . 整備条件

- (1) 整備地区 北海道虻田郡洞爺湖町地内

(2) 整備内容

イルミネーションストリートのアイアンイルミネーションへの花飾り
町道メインストリート水銀灯と植樹升の花飾り
道道メインストリート水銀灯の花飾り
ビュースポットの花飾り
湖畔ボーダー花壇の植栽
店舗ファサードの花の装飾
サミット宣言地の整備
洞爺湖文化センター周辺の花壇整備
花和の丘の植栽
地域住民の参加による協働と、啓蒙普及活動
パンフレット作成にかかるデータ等の提供

1 3 . その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項については、審査委員会が定めるものとする。

(2) プロポーザルによる契約締結後の日程は、次のとおりとする。

項 目	内 容
基本・実施設計業務	平成 20 年 3 月
整備工事	平成 20 年 3 月～平成 20 年 6 月
管理業務	平成 20 年 4 月～平成 22 年 11 月

(別表) 提案課題の評価項目及び配点

評価項目		点 数
実 績	花の装飾等のプラン制作および施工・管理等の実績	20
体 制	実施体制・担当者の実績	20
	植物の品質および納品体制	10
提案内容	業務受託にあたっての基本的な考え方	10
	業務方針、手法、スケジュール	10
	課題に対する提案の的確性・独創性・実現性	20
価 格	見積金額	10
合 計		100